連携ID	枝番	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	対象データ：データ集合名	対象データ：データ項目ID		対象データ：データ項目名	対象データ：繰り返し	対象データ：備考	連携方法：連携頻度	連携方法：API連携	連携方法：ファイル連携
							021	03682	他業務参照不可フラグ					
							021	03683	削除フラグ					
							021	02520	操作者ID					
							021	02521	操作年月日					
							021	02522	操作時刻					
021o018	00	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への加入者情報提供のための連携インターフェース		①生活保護システムが、②医療情報基盤・診療報酬審査支払機構へ、③被保護者情報を、④提供する	◎	被保護者情報					・医療保険者等向け中間サーバー等（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構所管）に対する連携 ・連携インターフェースについては、「医療保険者等向け中間サーバー等の外部インターフェイス仕様書」に準拠すること			
021o019	00	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への医療券・調剤券情報提供のための連携インターフェース		①生活保護システムが、②医療情報基盤・診療報酬審査支払機構へ、③医療券・調剤券情報を、④提供する	○	医療券等情報					・医療保険者等向け中間サーバー等（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構所管）に対する連携 ・連携インターフェースについては、「医療保険者等向け中間サーバー等の外部インターフェイス仕様書」に準拠すること			
021o020	00	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への健診情報提供のための連携インターフェース		①生活保護システムが、②医療情報基盤・診療報酬審査支払機構へ、③健診情報を、④提供する	○	健診情報					特定健診等データ収集システム（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構所管）に対する連携。詳細は「医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する福祉事務所向け技術解説書」および、（仮）「特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準様式の仕様に関する資料」を参照のこと。			
021o023	00	eLTAXシステムへの納付書情報提供のための連携インターフェース		①生活保護システムが、②eLTAXシステムに、③納付書情報を、④提供する	○	納付書情報					連携インターフェースについては、共通納税IFS API仕様書に準拠すること			

連携先・連携方向

連携ID／データ項目ID	001 住民基本台帳	002 印鑑登録	003 戸籍	004 戸籍附票	005 選挙（共通）	006 選挙人名簿管理	007 期日前・不在者投票管理	008 当日投票管理	009 在外選挙管理	010 個人住民税	011 法人住民税	012 固定資産税	013 軽自動車税	014 収納管理（税務システム）	015 滞納管理（税務システム）	016 地方税（共通）	017 学齢簿編製	018 就学援助	019 健康管理	020 児童扶養手当	021 生活保護	022 障害者福祉	023 介護保険	024 国民健康保険	025 後期高齢者医療	026 国民年金	027 児童手当	028 子ども子育て支援	029 申請管理	031 住登外者宛名番号管理	032 団体内統合宛名	035 レセプト管理（生活保護）	036 統合収納管理	037 統合滞納管理	038 人口動態調査	039 火葬等許可	040 特定健診等	－ 財務会計	－ 国保連合会	－ 地方厚生局	－ 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構	－ アドレス・ベース・レジストリ	－ eLTAX
	地方公共団体内：基幹業務システム等																																					地方公共団体内：内部事務システム	外部システム				
021 03682																															0												
021 03683																															0												
021 02520																															0												
021 02521																															0												
021 02522																															0												
021o018																																									0		
021o019																																									0		
021o020																																									0		
021o023																																											0

備考
別表第1の1の備考1及び2の規定は、この表の適用について準用する。